

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

表 投資所得に対する課税上限

項目	現行条約	改正後
配当	15%	7%
利子	免税(政府受取など) 10%(その他)	免税(政府受取など) 7%(その他)
使用料	免税(著作権) 10%(その他)	7%

(出所) 在アゼルバイジャン日本大使館